

## 帯広百年記念館資料収集方針

帯広百年記念館処務規程第3条第6号に定める所管に係る資料の収集にあたっては、以下の方針に基づいて実施するものとする。

### (収集対象資料)

#### 第1条

この方針に基づき収集する資料とは、帯広百年記念館において将来にわたって保存するとともに、必要に応じ展示、研究又は教育普及の用に供する次の資料をいう。

##### (1) 歴史に関する資料

歴史に関する資料とは、その内容により過去の事象を理解することができる、日記・手紙・帳簿等の文字で書かれた資料もしくは図像・画像・映像・音声その他複製等の資料、又はそれらの資料に付随する物品資料をいう。

##### (2) 考古に関する資料

考古に関する資料とは、近世以前の時代に属する、土器・石器等の遺物、人為的に持ち込まれた自然物等遺跡からの出土品及び遺跡を構成する遺構、又は文献・図像・画像・映像・音声その他複製等の資料をいう。

##### (3) 民俗に関する資料

民俗に関する資料とは、主に衣食住・生業・信仰・年中行事等の風俗慣習に関する資料、民俗芸能や民俗技術に関わる衣服や器具等一般の人々の生活の推移を理解することができる資料、風俗慣習・民俗芸能・民俗技術の実践や伝承に関わる図像・画像・映像・音声その他複製等の資料及びアイヌ民族に関わる資料をいう。

##### (4) 自然に関する資料

自然に関する資料とは、動物・昆虫・植物・岩石・鉱物・化石等の標本、又は文献・図像・画像・映像・音声その他複製等の資料をいう。

##### (5) 芸術に関する資料

芸術に関する資料とは、絵画・版画・書・写真等の平面芸術又は彫刻等の立体芸術の作品をいう。

### (基本方針)

#### 第2条

前条に定める資料を収集する際の基本的な方針は次のとおりとする。

(1) 常設展示、テーマを設定して展示する企画展又は教育普及のために必要な資料は、計画的かつ重点的に収集する。

(2) 収集する資料の地域的範囲は、おおむね現在の帯広市又は十勝管内とする。ただし、比較して展示等を行うことで、この資料を補完し、又は両資料の関連を紹介でき、もって帯広市又は十勝管内の特徴等の理解を深めることができる場合は域外に及ぶものとする。

(3) 資料収集にあたっては、学術的価値及び展示・調査・研究等による活用の可能性を検討する。

(4) 資料収集にあたっては、収蔵庫において収蔵可能な空間があり、適切な状態で保

存が可能であるかに留意する。

- (5) 資料収集にあたっては、別記の場合を除いて重複して収集しないよう留意する。
- (6) 近現代資料の収集にあたっては、資料評価に要する時間及び資料評価が変化変容する可能性に留意する。
- (7) 寄附による資料収集にあたっては、国際条約・国内法等に則り入手、保存等が行われてきた資料であるか、必要に応じ確認する。

#### (分野別方針)

### 第3条

前条に定める方針のほか、分野別の方針は次のとおりとする。

#### (1) 考古分野

第1条第2号に定める資料のうち、出土品については、平成11年11月19日付け教文第5212号北海道教育委員会教育長通知により通知された「出土品の区分についての基準」3に該当する資料を収集する。

#### (2) 自然分野

第1条第4号に定める資料のうち、帯広市又は十勝管内の自然を特徴づける上で重要な資料を収集する。

#### (3) 芸術分野

ア 公立の美術館の企画展で作品が展示された実績を有する作家のうち、帯広市もしくは十勝管内出身、又は帯広市もしくは十勝管内で創作活動を行った作家による、第1条第5号に定める資料を収集する。

イ 公立の美術館の企画展で作品が展示された実績を有する作家による、帯広市又は十勝管内に関わる人物・風景又は事象等を題材にした作品のうち、第1条第5号に定める資料を収集する。

ウ 帯広市又は十勝管内に関わる個人又は機関によるコレクション等を収集する。

### 別記

重複する資料を収集することができるのは次の場合とする。

- (1) 長期間展示に供する場合等に、資料の劣化を防止するため同種の資料で対応することが必要な場合。
- (2) 既に所蔵している同一の資料とは由緒又は来歴等が異なることにより、別の資料価値を有することが明らかな場合。
- (3) コレクションを構成する資料の一部であって、当該資料を外して収集することが困難又は当該資料を外して収集するとコレクションの価値を著しく損なうことが明らかな場合。

### 附 則

- 1 この方針は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 博物館資料の寄贈に関する取扱い基準（平成14年9月1日制定）は廃止する。